

●住宅改修費の支給までの流れ

受領委任払い方式

津島市に登録している登録販売業者・工事施工業者であれば、特定福祉用具購入・住宅改修の支払いを、初めから介護保険負担割合証に記載された割合で済むようにする方法です。残りの9割(または8割、7割)分は、津島市から受領委任払い取扱事業者に直接支払います。



●住宅改修費支給申請方法

⚠ 支給を受けるためには事前申請が必要です

1 事前申請

必要書類をそろえて、市に申請してください。

- ① 住宅改修費事前承認申請書(受領委任払用)
- ② 住宅改修が必要な理由書
- ③ 工事費見積書及び施工業者選定理由書
- ④ 住宅改修箇所見取図
- ⑤ 住宅改修施行前の写真(日付入り)
- ⑥ 住宅の所有者の承諾書(必要な場合のみ)

2 訪問調査

市の職員がご自宅へ訪問し、提出された書類を参考に、工事箇所の確認をします。(工事内容により、書類確認のみの場合や、工事後の訪問調査のみの場合があります。)

3 工事の承認

住宅改修費支給承認(不承認)決定通知書を送付します。承認された後に着工してください。

4 事後申請

工事が完了したら、必要書類をそろえて市に申請してください。

- ① 住宅改修費支給申請書(受領委任払用)
- ② 工事費内訳書(請求明細書)
- ③ 住宅改修に要した費用に係る領収証原本
- ④ 住宅改修施行後の写真(日付入り)
- ⑤ 住宅改修に係る総費用額明細書兼確認書

5 住宅改修費の支給

市から支給決定通知が届き、指定の口座へ住宅改修費が振り込まれます。